

北の暮らし

一般社団法人 北海道消費者協会

札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館西棟 TEL(011)221-4217

<http://www.syouhisya.or.jp/>



- 定時総会を開催2
- 事業報告の要旨2
- 8協会で新会長就任2
- 第60回北海道消費者大会の
テーマは「食」3
- リーダー研修講座も「食」で3
- 今年も米、牛乳消費拡大事業3
- 各協会の消費者月間の取り組み4
- 北電規制料金の値上げ
電気料金の推移5
- 値上げ認可に意見表明5
- 特商法改正へ各議会が意見書5
- 真空断熱ステンレスタンブラーを
テスト6~7
- 消費生活相談（銀行をかたったSMS/
電話回線のアナログ戻し）8



5月の消費者月間でキャッシュレス決済や特殊詐欺について街頭啓発する根室消費者協会のみなさん



協会ホームページ 協会フェイスブック

孫やひ孫を守るために

「ゆでガエル」のたとえをご存じでしょうか。カエルを湯に入れると、すぐ逃げ出すのに、水に入れて少しずつ温度を上げると、気づかずにゆであがってしまうという話です。「そんな間抜けなカエルはいない」という否定派もいますが、以前、道東の秋の温泉池で大量死しているゆでガエルを確かに見ました。ゆでガエルの教訓は、ゆるやかな環境の変化を見逃してはならないということでしょう。

「ゆるやかな環境の変化」と言えば、まずは地球温暖化を思い浮かべますが、化学物質による生活環境の汚染も見逃すことはできません。

昨年12月公表の文部科学省の調査では、学習や行動に困難のある発達障害の可能性がある児童・生徒は8.8%になりました。35人学級では3人の割合です。祖父母の世代では、信じられない割合でしょう。しかも10年前の調査から2.3ポイントも増えています。

北海道消費者協会も参加する「北海道食といのちの会」が5月に「子どもの健康は守れるか」という講演会を開催し、環境脳神経科学情報センター副代表の木村-黒田純子さんが、発達障害の急増に対し「遺伝要因では説明がつかない」「農薬など有害な化学物質が一因」と訴えました。危険な物質としてはネオニコチノイド系農薬やグリホサート系除草剤などを挙げました。

どちらも日本では広く使われています。グリホサートは「おそらく発がん性がある」と認める国際機関もあるのに、日本の量販店では家庭向けに大量に並んでいます。木村さんは「ラットの実験では生殖機能への影響は、親や子より、孫やひ孫世代に強く出てくる」と怖い指摘をします。孫やひ孫世代を守るにはどうしますか？



買い物かご

会員募集中！申し込みは
お近くの消費者協会へ

協会名

定款改正など承認

2023年度定時総会

北海道消費者協会は5月31日、道立消費生活センターくらしの教室で2023年度（令和5年度）定時総会を開きました＝写真＝。委任状12、議決権行使20を含む63協会が出席し、22年度決算報告、北海道消費者協会定款及び会費規程の一部改正、理事（1人）の選任などを承認し、22年度事業報告、23年度事業計画、同収支予算などの報告がありました。



このほか、北電の規制料金値上げに関する公聴会と内閣府消費者委員会との意見交換会への出席、特定商取引法の抜本改正に向けた道議会要請、デジタル活用推進事業（スマホ講座）、メーリングリストの運用、消費生活相談員の養成をめざす消費者庁先進的モデル事業などについて説明がありました。

定款改正は、定時総会の開催期日を変更するものです。「5月までに開催する」との規定を、6月までの開催に改正します。コロナ禍前まで5月の理事会は定時総会の当日または前日に開催してきましたが、理事会と総会の間議案通告や書面議決に必要な時間を確保するため、総会の開催に余裕を持たせます。

会費規程の改正は、2000年（平成12年）の通常総会以降、「正会員の会費は、個人会員数に750円を乗じた額」で運用されてきたのに、規程では以前の700円のままだったため整理しました。新たな負担はありません。

理事は、座間悦子理事（富良野協会会長）の退任に伴い、旭川協会の渡邊真知子会長が選任されました。

<事業報告の要旨>

- ・コロナ禍とウクライナ侵攻により、エネルギーが急騰した当年度は「『つかう責任』を通し持続可能な社会に」をテーマとしました。
- ・物価高騰に対し国や道に緊急要請を行い、北電の値上げに際しては上げ幅の圧縮などを求め、多くの協会と意見書を提出しました。
- ・食料自給率の危うさが露呈し食品ロス削減やフードドライブの取り組みが広がりました。
- ・脱炭素社会の実現を目指し、消費者自身の行動変容について学びを深めました。
- ・消費者月間は、成年年齢引き下げに伴う若者向け悪質商法被害防止もテーマに掲げ、啓発活動を行いました。
- ・北海道消費者大会は、「ひとに優しいデジタル改革とは」をテーマに3年ぶりの集会型で開催し32協会187人が参加しました。
- ・道立消費生活センターの相談件数は8,607件と3年連続で8千件超え。くらしの広場・くらしの教室などの利用は7,042人となり、前年度の4倍に。商品テストは、依頼テスト265件、うち専門技術相談128件でした。

8 協会で新会長就任

昨年の道協会総会以降に就任した地域協会の8会長を紹介します。

【千歳】秦由基さん【小樽】畠山武道さん【岩見沢】星野武治さん【砂川】茅野輝美さん【深川】菅原明義さん【栗山】高倉淳さん【登別】山田則子さん【本別】松野貴紀さん

浜頓別、遠軽協会が解散

今年3月末までに浜頓別、遠軽の両協会が解散しました。会員の高齢化と役員の後継難が主な理由です。浜頓別協会は1972年設立、遠軽協会は1997年設立。ともに地域の安全・安心なくらしを支えていただきました。残念ですが、長年、ありがとうございました。



体調を崩されていた浜頓別協会前会長の菅孝志さんが5月30日に永眠されました。謹んでお悔やみ申し上げます。

食の未来を語ろう

9月29日に第60回消費者大会

今年の北海道消費者大会は、9月29日に第60回大会として開催します。メインテーマは「北海道発 国消国産と地産地消～誰ひとり取り残さない食の未来～（仮題）」を予定しています。代表者会議やリーダー研修講座でも「食」について考えていきます。

コロナ禍やウクライナ侵攻を経て、エネルギーと食料の確保に危うさが見えました。命の源である食料は、カロリーベースで3分の2を輸入に頼り、自給率の向上が課題です。国消国産とは「国民が必要とし消費する食料は、できるだけその国で生産すること」を意味し、JAグループが提唱しています。消費者としても共感でき、「地産地消」とともに今、考えるべきテーマです。

併せて世界では飢餓人口が増え、国内でも物価高騰で食を求める人が増えています。どう食料を安定的に分かち合えるのか。SDGs（持続可能な開発目標）が掲げる「誰ひとり取り残さない」ことにもつながります。食を軸にして北海道農業の可能性や食品ロスの削減などを今一度考える場として大会を開催します。昨年同様、全地域協会との共催となります。会場は札幌市中央区のかでる2・7。基調講演などは調整中です。食の未来を語り合いましょう。

食料基地北海道の今を学ぶ

第1回リーダー研修講座

本年度第1回の消費生活リーダー研修講座（再研）を6月23日、道立消費生活センターで開催しました。道農政部から3人の専門家を招き、リモート参加を含め24人が「食」の現状を学びました＝写真＝。

田中伸彦農政課課長補佐は「食料安全保障の強化に向けた北海道の対応」を講演しました。かつて世界一の食料輸入国として価格の主導権を握っていた日本は、中国に逆転され、「穀物や肥料などの価格高騰や供給停滞が発生している」と警鐘を鳴らしました。対策と

して、肥料の国産化や国産飼料の増産、食品ロス削減やフードバンク支援などが重要になってくることを説明しました。



畜産振興課の柴洋志課長補佐と中田剛司主幹は「酪農・畜産をめぐる情勢」を講演しました。「労働力不足解消のため、搾乳ロボットなどの導入が進んでいる」「牧草が豊富な北海道の酪農が日本には必要。国も補助をしているが、多少高くても北海道の酪農に貢献してほしい」などと呼びかけました。

代表者会議も「食」をテーマに

本年度第1回消費者運動代表者会議を7月13日に開催しました。本年度の全国農協青年組織協議会の会長に就任した稲村政崇氏（JA北いしかり）らを講師に迎え、食料基地・北海道の現状と課題などを学びました。詳しくは10月号でお伝えします。

米、牛乳消費拡大事業

今年も実施します

北海道米と牛乳・乳製品の消費拡大事業を今年も実施します。多くの協会から応募をいただき、ありがとうございました。調整の結果、北海道米は20協会（申込27）、牛乳・乳製品は35協会（申込39）に決定しました。両事業の料理講習会では、数多くのレシピが生まれ、地産地消に貢献しています。

8月は食品衛生月間

食中毒にご用心

消費者月間

デジタル社会に向き合う

本年度の消費者月間（5月）は、初めてデジタルを取り上げました。全国統一テーマ「デジタルで快適、消費生活術」に沿ってデジタル社会の暮らしを考える契機としました。

当協会は、札幌消費者協会、北海道警察、札幌市、北海道、北海道消費生活コンサルタントクラブと連携して講座型イベントを開催し、193人が参加しました。各団体はブースも開設し、道警の偽 Wi-Fi スポットからインターネットに接続するとID等が抜き取られる体験コーナーが関心を集めました。札幌市や道警の啓発キャラクターも駆けつけ、子どもたちが喜ぶ催しとなりました。

講座は「ネット依存とネットリテラシー」「サイバー空間に潜む脅威と被害防止」「北海道 Society5.0」「スマホ・DX 講座



実践報告」の4本立て＝写真上＝。札幌協会は、デジタルライフ研究会の活動を紹介し、多くの高齢者が3G（第3世代移動通信システム）スマホの終了を知らなかったことを例にデジタル活用能力の重要性を強調しました。

フードバンクを手がける株式会社FF（札幌）が開設したフードドライブの窓口には29.2kgの食品が集まり、食を必要とする人々に寄贈させていただきました。

寸劇、街頭啓発、出前講座…

地域協会、悪質商法追放なども

全道の地域消費者協会も消費者月間に合わせて多彩な取り組みを行いました。

デジタル関連では、美幌協会がオンラインで札幌の講座型イベントに参加し、会員17人が情報リテラシーを学びました。帯広協会は

偽ブランドが届いたフリマアプリや子どもがゲームに高額をつぎ込んだ事例などネットトラブルに関するパネル展を開催しました。登別



別協会は、中高一貫の登別明日（あけび）中等教育学校の生徒に「若者を狙った特殊詐欺に気をつけて」と啓

発グッズを配りました＝写真上＝。

芽室協会は、寸劇サークル「仲間」が老人クラブに出向き、「特殊詐欺にご用心」の寸劇＝写真右＝を披露した後、ネット通販の



「落とし穴」などに注意を呼びかけました。標茶協会と根室協会は街頭啓発で「知っておきたいキャッシュレス決済」のパンフレットなどを配布、使い方を誤ると怖い電子決済について啓発しました。

デジタルのほか、「悪質商法追放」や「会員増強」なども消費者月間の課題です。浦河協会が中高校、旭川協会が老人大学に出向いたほか、恵庭、滝川、北広島なども出前講座を実施。江別協会は住民を対象にした消費生活講座を開きました。また、多くの協会が啓発パネル展（伊達、美唄、網走、小樽、音更、北見、釧路、阿寒、中標津ほか）や街頭啓発（岩見沢、網走、上砂川、三笠、岩内、音更、北見、美深、留萌ほか）を行いました。

会員増強では、浦幌協会が新人町議4人に協会の役割を説明し、全員に入会いただいたそうです。

消費生活相談員を募集

道立消費生活センターで勤務する消費生活相談員を募集しています。消費生活専門相談員、消費生活アドバイザー、消費生活コンサルタントなどの資格が必要。詳しくは当協会総務・組織連携グループ☎011-221-4217へ。

電気料金値上げ認可

激変緩和後の高騰懸念

北海道電力の規制料金は、6月分から平均23.22%（託送料金を含む）の値上げとなりました。標準世帯（30A、230kwh/月）の月額8,299円は、料金が上限に達していた1月までの8,862円に比べると、むしろ下がったように見えますが、国の激変緩和対策がなくなると1万円に近づくのは確実です。北電が公開した「規制料金のモデル試算の推移」＝図＝から見てみましょう。

標準世帯の場合、規制料金は2021年3月の月額7,110円から17カ月連続上昇し、昨年8月に当時の上限の8,862円に達しました。それが図の左端の1月まで続きます。2月に国の激変緩和対策が始まり、1kwh当たり7円、つまり1,610円下がったので7,252円となり、5月には再生可能エネルギー普及のための賦課金の減額により、6,781円に下がりました。しかし、今回の値上げにより6月から8,299円になりました。これには「燃料費調整のマイナス調整」、つまり原油価格や為替

レートの変動などで1kwh当たり1.64円、標準世帯で377円下がった分が含まれます。

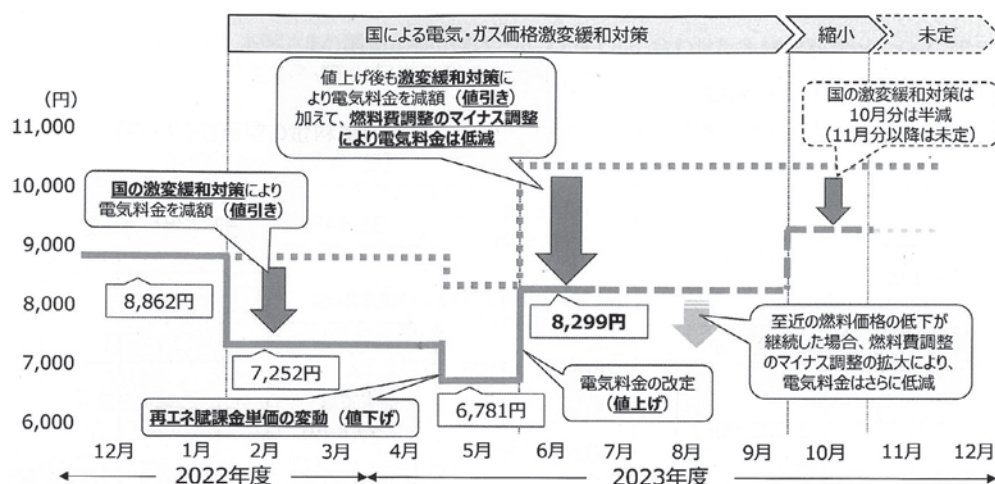
今後はどうなるでしょう。燃料費調整は予測が付きませんが、激変緩和対策は10月に半減し、冬を前にした11月以降は未定です。激変緩和対策の継続が求められます。

北電などに意見書

北電の規制料金値上げが認可されたことを受け、道協会は北電、国、北海道に6月14日付で下記の内容の意見書を送付しました。

- ①北電は、さらなる経営努力を重ね、道民の負担軽減に取り組むこと
- ②北電は、燃料費等調整単価の縮減を図り、速やかに料金に反映させること
- ③北電は、エネルギーの海外依存から脱却すべく、再エネ拡大に迅速に取り組むこと
- ④国は、激変緩和対策を継続すること
- ⑤国は、再エネ拡大に総力で取り組むこと
- ⑥北海道は、国に④の激変緩和対策の継続、

⑤の再エネ拡大を強く働きかけること。激変緩和対策が期限を迎える11月は暖房需要が高まり、灯油の価格対策とともに有効な施策を求めると



特商法抜本改正を議会に要請

訪問販売や電話勧誘販売、ネット通販、マルチ取引などの規制強化を求め、全国の消費者団体などが特定商取引法の抜本改正に立ち上がり、全国の地方議会に国あての意見書採択を要請しています。

道協会は、消費者支援ネット北海道、道生

協連、道弁護士会連合会とともに道議会に要請していますが、残念ながら7月14日閉会の第2回定例会では採択が見送られました。

各地域の消費者協会にも地元議会での採択を要請し、連絡いただいた分では美幌町、浦幌町、東神楽町、北広島市、苫小牧市の各議会で採択いただきました。ありがとうございます。他に動きがあればお知らせください。



真空断熱ステンレスタンブラーの品質

商品テスト

真空断熱構造のステンレスタンブラーは保温性や保冷性に優れた容器です。温かい飲み物や冷たい飲み物を長時間、適温に保つことが可能で、自宅やオフィスだけでなく、キャンプなどのアウトドアでも使用できることから人気があります。そこで、ふたや持ち手のないコップタイプの真空断熱タンブラーを調べました。

テスト品目

真空断熱ステンレスタンブラー 5 銘柄
 参考品 1 No.1 に孔（あな）を開け、非真空にしたもの。以下「対照品（非真空）」。
 参考品 2 陶器のコップ



テスト方法

○保冷効力（冷水） 室温が 20 ± 2 ℃において、4℃以下の水を300mL入れ、水温が4℃のときから測定し6時間後までの温度変化を調べました。以下すべての試験において室温は 20 ± 2 ℃で行いました。

○保冷効力（氷＋冷水） 4℃の冷水200mLと冷蔵庫（GR-43ZZ、東芝）の自動製氷機で作成した氷100gを入れた場合の6時間後までの温度変化及び氷の状態を調べました。

○保温効力 熱湯を300mL入れ、水温が95℃のときから測定し2時間後までの温度変化を調べました。

○結露の有無 氷と4℃の冷水を満水量入れた場合の外郭の結露発生の有無を調べました。

○ふたの効果 熱湯を300mL入れ、水温が

95℃のときにラップ、アルミ箔、ラップ＋アルミ箔（ラップをした上からアルミ箔）をそれぞれかぶせて測定し2時間後までの温度変化を調べました。

○比較試験 試験条件は前述の保冷効力、保温効力と同条件で、対照品（非真空）と陶器のコップを用いてNo.1の正常品と比較しました。

保冷保温効果あり

テスト結果

<保冷効力（冷水）>

1時間後の温度は4.5～4.9℃でした。保冷効力の表示があったNo.1～3は表示温度（7℃）以下を満たしていました。

<保冷効力（氷＋冷水）>

6時間後の温度は0.1～0.7℃でした。すべての銘柄で氷が残っていました。



6時間後（氷＋冷水）

<保温効力>

1時間後の温度は48.2～52.0℃でした。保温効力の表示のあったNo.2は48.5℃で表示温度（49度以上）よりも低い結果でしたが、本試験は表示温度の測定条件よりも湯量が少ない条件での結果であり、同条件であれば表示を満たしたと考えられます。

<結露の有無>

すべての銘柄で結露しませんでした。

<ふたの効果>

ラップをした場合、1時間後の温度は75.1～78.0℃で、ふたをしない場合より24.3～28.5

℃高く、平均で26.4℃高くなりました。アルミ箔をした場合、1時間後の温度は77.0～79.3℃で、ふたをしない場合より26.8～30.7℃高く、平均で28.4℃高くなりました。ラップ+アルミ箔をした場合、1時間後の温度は79.8～81.7℃で、ふたをしない場合より28.8～33.2℃高く、平均で31.0℃高くなりました。

<比較試験>

冷水を入れた場合、1時間後の温度は正常品4.7℃に対し、対照品（非真空）は6.8℃、陶器のコップは8.9℃でした。冷水と氷を入れた場合、6時間後の温度は正常品0.5℃に対し、対照品（非真空）は11.1℃、陶器のコップは17.5℃でした。正常品は氷が残っていましたが、対照品（非真空）と陶器のコップはすべての氷が解けました。

熱湯を入れた場合、1時間後の温度は正常品51.8℃に対し、対照品（非真空）は48.4℃、陶器のコップは41.0℃でした。

テスト結果

No.	商品名	型式	メーカー等	内容量 [mL]	購入 価格 (円)	保冷効力 [°C]					保冷 [°C]
						冷水 (4°C)					
						表示※2 (1時間後)	1時間後	2時間後	4時間後	6時間後	6時間後
1	真空断熱タンブラー	JDR420	サーモス(株)	420	1,570	7度以下	4.7	5.7	8.1	10.3	0.5
2	ステンスタンプラー	SX-DN454	象印マホービン(株)	450	1,500	7度以下	4.6	5.8	8.4	10.6	0.7
3	真空二重タンブラー	TM-02	(株)カクセー	450	1,461	7度以下	4.7	5.9	8.4	10.6	0.6
4	ステンスタンプラー	89581032※1	(株)ニトリ	430	799	—	4.5	5.3	7.7	9.5	0.2
5	真空2重ステンスタンプラー	B015	(株)大創産業	450	550	—	4.9	6.1	8.6	10.9	0.1
参考品1	対照品（非真空） No.1の底面にφ3mmの孔をあけ真空を破ったもの						6.8	9.5	14.9	17.2	11.1
参考品2	陶器のコップ						8.9	12.7	18.1	18.7	17.5

No.	保温効力 [°C]			ふたの効果 [°C] 熱湯 (95°C)											
	熱湯 (95°C)			ラップ				アルミ箔				ラップ+アルミ箔			
	表示※2 (1時間後)	1時間後	2時間後	1時間後	差※3	2時間後	差※3	1時間後	差※3	2時間後	差※3	1時間後	差※3	2時間後	差※3
1	—	51.8	39.4	76.1	24.3	64.3	24.9	78.7	26.8	67.5	28.1	80.7	28.8	70.2	30.8
2	49度以上	48.5	36.3	77.1	28.5	65.3	29.0	79.3	30.7	68.1	31.8	81.7	33.2	71.7	35.4
3	—	48.9	36.8	75.2	26.4	63.1	26.3	77.0	28.1	65.3	28.5	79.8	31.0	69.3	32.5
4	—	52.0	39.6	78.0	26.0	66.8	27.2	79.3	27.3	68.5	28.9	81.6	29.6	71.7	32.1
5	—	48.2	36.3	75.1	26.9	62.6	26.3	77.1	28.9	65.3	29.0	80.6	32.4	70.1	33.8
参考品1		48.5	35.8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
参考品2		41.0	30.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

※1 型式がないため商品番号を記載した

※2 表示は口元から1cmまで水（湯）を入れて行った結果であり、本試験はそれよりも水（湯）量が少ない条件で行った

※3 当該時間経過時の保温効力との温度差。端数処理のため一部数値は合わない

消費者へのアドバイス

・真空断熱構造とは、本体内側と外側を二重構造にして、その二重壁の間を高真空状態にすることで熱の移動を遮断するため保冷保温効果が高く、長時間温度を保ちます。また熱い飲み物を入れても持った時に熱くない、冷たい飲み物を入れても結露しないなど、快適に使用できる特徴があります。

・真空断熱構造でも、飲み口の開口部（水面）は空気と触れ合うため熱の移動が起きます。そのため、ふたのある真空断熱構造の水筒等と比べると保冷保温効果は低くなりますが、ガラスや陶器のコップと比べると保冷保温効果が高くなります。

・真空断熱構造の製品でも保冷保温効果に差があるのは、飲み口の口径の大きさ、真空度の違い、表面処理の違いなど、いくつかの要因があります。

大手銀行から「必ず回答するように」とSMS…フィッシング詐欺に注意を

問 先日、スマートフォンに大手銀行からSMS（ショートメッセージサービス）で「問い合わせがあるので必ず回答してください」と書かれた本文とリンク先のURLが届いた。怪しいと思い、自分で銀行の連絡先を調べて問い合わせると「銀行からSMSを送信することはなく、詐欺なので絶対に連絡しないように」との助言を受けた。SMSは無視して良いか。（50代 男性）

答 当該銀行の公式サイトには、銀行からSMSで会員番号などの情報入力を依頼することはなく、記載されたリンク先で

消費生活相談

会員番号などを入力すると、インターネットバンキングでの不正送金につながるため、このようなSMSは開かずに削除するよう求める注意喚起が掲載されていました。

実在する企業等をかたり、パスワードやクレジットカードなどの情報を詐取するフィッシングの手口が多く発生しています。身に覚えのないSMSやメールに記載されたURLにはアクセスせず、誤ってアクセスしても個人情報絶対に入力しないようにしましょう。



契約中の電話会社を名乗りアナログ回線勧誘…別会社だったので解約したい

問 半月ほど前、契約中の電話会社を名乗って電話があり、「インターネットを利用していない場合は、アナログ回線に戻すと基本料金が千円ほどとなり、今より安くなる」と勧誘を受けた。その後、再度電話があり、「光回線の解約料と工事手数料で合計約4万円になる。振込用紙で料金を支払えば、今月末に工事を行う」と言われて了承した。念のために契約中の電話会社に問い合わせると、「弊社からそのような電話勧誘は行わない。弊社に相談するだけで光回線からアナログ回線に戻すことは可能」と説明され、別会社と契約したことが分かった。3日前に当該事業者から届いた契約書面にはクーリング・オフに関する記載がある。解約したい。（50代 女性）

答 特定商取引法では、事業者が電話で商品やサービスの勧誘を行



う場合は、勧誘前に事業者名や販売目的を告げることが義務付けられています。事業者には同法で定めた事項を記載した契約書面の交付が義務付けられており、消費者は契約書面を受け取ってから8日間以内はクーリング・オフができます。

相談者には、クーリング・オフ通知を発信することと通知方法について助言しました。また、当センターから事業者にクーリング・オフを行う旨を連絡したところ「アナログ戻しに関するコンサルティング契約であることは説明しており、4万円はコンサルティング料金である」と回答がありました。勧誘時の料金やサービスに関する説明には問題があるものの、事業者がクーリング・オフに応じたため相談を終了しました。

光回線からアナログ回線に移行する手続きは、消費者自身でNTT東日本に申し込むことができますので、費用などについては同社に問い合わせましょう。

勧誘を受けた場合は、本当に契約中の電話会社なのか、契約内容をしっかりと確認し、必要がなければきっぱりと断りましょう。

北海道立消費生活センター
相談専用電話

一人で悩むより…

☎ 050-7505-0999